

【監理団体の許可の取消しの内容】

1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体

(1) 監理団体名：I B 協同組合

(2) 代表者職氏名：代表理事 谷口利人

(3) 所在地：大阪府大阪市住之江区緑木一丁目 4 番 3 5 号

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 2 月 26 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったこと、及び、認定計画に従って入国後講習を実施していなかったことから、監理事業を適正に行うに足りる能力を有するものとは認められず、技能実習法第 25 条第 1 項第 2 号の基準を満たさないため、同法第 37 条第 1 項第 1 号に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。